

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

龍ヶ崎市長 萩原 勇

市町村名 (市町村コード)	龍ヶ崎市 (08208)
地域名 (地域内農業集落名)	大宮地区 (戸張、上大徳、深堀、宮前、関、小山、久夫、梶内、宮淵、小関、千秋、上佐沼、下佐沼、北河原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月20日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方 【変更なし】

(1) 地域農業の現状及び課題

大宮地区は、地域の担い手が多いことに加え、既に地域外の担い手による農地利用が進み、荒廃農地は比較的少ない地域である。

農業従事者の高齢化、減少が課題で、農地の荒廃を防ぐために、地域内で新規就農者の確保・育成を図りつつ、担い手への農地の集積・集約を進める必要がある。

また、農地の区画や農道が狭いことから大型農業用機械が利用できないなど、農業経営の効率化を図る上で課題がある。

【大宮地区の基礎データ】

農業経営体:93経営体 [農林業センサス2020]

農業従事者:142人 [農林業センサス2020]

農業従事者の年齢構成:75歳以上は38人、65歳以上75歳未満は60人、65歳未満は44人 [農林業センサス2020]

基幹作物:水稲、トマトやいちご等の施設野菜、いも類や蓮根等の露地野菜

農地面積:657ha (田536ha、畑121ha) [農地台帳]

荒廃農地:2.9ha (田1.0ha、畑1.9ha) [荒廃農地の発生・解消状況に関する調査]

【協議の場における意見等】

(江川北側)

- ・砂利敷の農道が多く、雨水によるぬかるみがひどい為、営農活動に支障がでている。
- ・担い手ごとの農地はある程度の範囲にまとまっており、交換等は必要ない。また、地域の担い手も多く、空き農地は新たな担い手がすぐに現れるので、無理に集積、集約する必要がなく、自由競争のままで良い。
- ・地権者の意向が強い地域。地権者の意向を問わず、農地交換等を進めるのは難しい。
- ・久夫周辺の農地は水が染み出してくる。畑地として利用するのは難しい。
- ・用水路は、際に木が立っていたり、管理が不十分。パイプラインが詰まる原因にもなるので改善してほしい。

(江川南側)

- ・新メガファーム事業(県事業)の区域は、事業によって担い手への農地集積が進んだ。引き続き、集積していく。
- ・大宮小学校周辺は区画が狭く、パイプラインもなく、田と畑が混在しているため、利用しにくい。
- ・小関はパイプラインがなく、排水性も悪い。地域に後継者になる担い手がおらず、後継者探しが課題。
- ・北河原、小関、千秋周辺の農地は、居宅周辺に集約意向である地元農家が3名ほどいる。
- ・河内町(隣接市町村)から出作にきている担い手は、河内町に農地集約意向。字北河原の農地は順次、引き渡す意向。
- ・基盤整備事業の活用にとらえず、現在の農地利用を前提に地域の農地の耕作継続に向け、協議継続する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・基幹作物は、水稲(慣行栽培)、トマト等の施設野菜、蓮根等の露地野菜。
- ・担い手への農地集積、集約を進め、農地の大区画化、団地化を図り、農業経営の改善に努める。
- ・担い手による農地活用を進め、荒廃農地を発生させない地域を目指す。
- ・後継者不在となる農地を中心に、農地活用の協議を継続していく。
- ・規模を拡大したい担い手の意向を地域に共有する機会を設けるように努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	656 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	656 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項 【変更なし】

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、担い手に対する農地集積を進める。また、担い手の意向を地域で共有し、担い手の農地交換による農地集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地について、農地中間管理機構への貸し付けを進め、担い手の経営意向を勘案しながら、段階的に農地集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農地中間管理機構の活用率の向上を図りながら、農地の大区画化、汎用化、農道整備等の基盤整備事業の活用について、県・市等の関係機関と一体となって検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域計画に位置付ける「地域内の農業を担う者」の育成を基本としつつ、新たな担い手の確保を図り、農地のあっせんに努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用の方針はなし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 鳥獣の目撃・被害状況を共有し、被害拡大の防止に努める。
- ② 特別栽培米コシヒカリ(減農薬、減肥料)の産地拡大に努める。
- ③ ドローン、農地管理システム等のスマート農業を推進し、省力化、収量向上を図っていく。
- ④ 龍ヶ崎市水田収益力強化ビジョンに基づく、畑地化、輸出の取組への参画に努める。
- ⑩ 特定外来生物(ナガエツルノゲイトウ等)の目撃・被害状況を共有し、被害拡大の防止に努める。